



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048
東京都千代田区神田司町 2 丁目 4-2 小山ビル 5F
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
担当: 小林

高齢者雇用の基礎知識

65 歳までの雇用を義務づける高年齢者雇用安定法が成立間近となっています。これに合わせて、60 歳以上の高齢者の賃金を考える上で欠かせないのが年金の知識です。現在は老齢年金の一部が 60 歳から支給されていますが、来年 4 月 2 日以降に 60 歳を迎える人からは、年金支給開始年齢が段階的に 65 歳まで引き上げられます。今回は、2 回にわたり高齢者の雇用に関する情報をご案内します。



老齢基礎・厚生年金の支給開始年齢

次の表は平成 25 年 4 月 2 日以降に 60 歳を迎える人の年金支給開始年齢表です。65 歳までは厚生年金のみが支給され、65 歳にならない場合は国民年金と厚生年金の両方から支給されません。

(男性の場合)		(女性の場合)		60 歳時	61 歳時	62 歳時	63 歳時	64 歳時	65 歳～
平成 25 年 4 月 2 日～28 年 4 月 1 日に満 60 歳になる人	平成 30 年 4 月 2 日～33 年 4 月 1 日に満 60 歳になる人	×	△	△	△	△	△	△	○
平成 28 年 4 月 2 日～31 年 4 月 1 日に満 60 歳になる人	平成 33 年 4 月 2 日～36 年 4 月 1 日に満 60 歳になる人	×	×	△	△	△	△	△	○
平成 31 年 4 月 2 日～34 年 4 月 1 日に満 60 歳になる人	平成 36 年 4 月 2 日～39 年 4 月 1 日に満 60 歳になる人	×	×	×	△	△	△	△	○
平成 34 年 4 月 2 日～37 年 4 月 1 日に満 60 歳になる人	平成 39 年 4 月 2 日～42 年 4 月 1 日に満 60 歳になる人	×	×	×	×	△	△	△	○
平成 37 年 4 月 2 日～に満 60 歳になる人	平成 42 年 4 月 2 日～に満 60 歳になる人	×	×	×	×	×	×	×	○

(○国民年金と厚生年金の支給 △厚生年金のみ支給 ×支給されない)



年金を考慮して 60 歳以降の賃金額を決定している会社は、年金の支給開始時期に合わせて賃金額を見直す必要があります。

変更のお知らせ

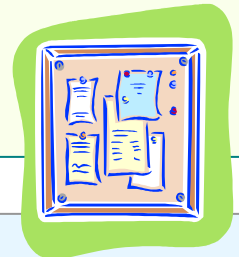
高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更

毎年 8 月 1 日に行われる賃金日額の変更に伴い、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額が次のとおり変更されました。平成 24 年 8 月 1 日以後の支給期間が対象になります。

【変更前】

【変更後】

支給限度額 **344, 209円** ⇒ **343, 396円**



事務所移転のお知らせ

新住所：〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2 丁目 4-2 小山ビル 5F

TEL：03-3526-4277 FAX：03-3526-4276 (TEL、FAX は変更ありません)

URL：<http://sr-aozora.biz/> お手数ですが、ご登録の変更などよろしくお願い致します。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277